

亀山市

低所得者・子育て世帯が対象です

プレミアム付商品券事業



問合せ先 産業振興課商工業・地域交通グループ(☎84-5049)

10月1日に予定されている消費税・地方消費税の8%から10%への引き上げが、低所得者・子育て世帯(0~2歳児)の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、プレミアム付商品券の販売を行います。

このプレミアム付商品券は、次の対象者のみ購入することができます。

購入できる人は？

亀山市に住民登録があり、次のいずれかに該当する人

① 令和元年度市・県民税が課税されていない人

対象と思われる人には、8月に郵送でご案内させていただきます。

※「課税されている人に扶養されている人」、「課税されている人と同一世帯の人」、「課税されている人の生計同一配偶者」、「生活保護の受給者」などは対象外です。

② 平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれたお子さん(学齢3歳未満)がいる世帯の世帯主対象の人には、9月に郵送でご案内させていただきます。

※消費税・地方消費税率が引き上げられた日以降に生まれたお子さんは対象外です。

郵送でご案内が届かなかった場合でも、要件に該当する人は購入できますので、産業振興課商工業・地域交通グループまでお問い合わせください。

事前に手続きが必要な場合があります！



○住民票の登録住所と実際の住所が異なる人

現在お住いの住所を住民票に登録してください。

○東日本大震災により避難された人

避難先住所などの変更があれば、次の窓口届け出をお願いします。

- 指定13市町村(※)の人:避難元市町村の窓口
- 指定13市町村以外の人:避難先市区町村の窓口

※指定13市町村…

いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

○配偶者からの暴力を理由に住民票を異動せずに避難している人 (事前申出期間: 5月27日~6月14日)

○虐待により施設入所措置がとられている人 (事前申出期間: 5月27日~6月14日)

どんな商品券なの？

- 販売価格 …………… 1冊あたり4,000円(1冊に5,000円分の商品券)
- 購入限度数 ……… 左ページ①に該当する人：最大5冊
左ページ②に該当する人：学齢3歳未満のお子さんの数×5冊
- 使用期限 …………… 令和2年2月29日まで
- 使用可能店舗 …… 公募により決定した亀山市内の店舗(店舗について詳しくは後日公表します)

<対象者の一例>



令和元年度
市・県民税
非課税の人

最大5冊まで購入可能
(25,000円分の商品券)



学齢3歳未満
のお子さん
1人の世帯

最大5冊まで購入可能
(25,000円分の商品券)



学齢3歳未満
のお子さん
2人の世帯

最大10冊まで購入可能
(50,000円分の商品券)

亀山市プレミアム付商品券事業については、今後も市広報等で随時お知らせします。

銀行口座の暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードを預かったりすることは絶対にありません！

今回のプレミアム付商品券事業について、市役所職員や金融機関の職員が暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードを預かったりすることはありません。もし、市役所職員や金融機関の職員を名乗る電話がかかってきたとしても、暗証番号を教えたり、カードを渡したりすることは絶対にしないでください。また、金融機関の窓口以外で現金を預かったりすることもあります。振り込め詐欺の手口が複雑化していますので、十分にご注意ください。

判断に迷うような場合は、すぐに回答することは避け、産業振興課商工業・地域交通グループへお問い合わせください。



事業者
向け

亀山市プレミアム付商品券取り扱いについての説明会を開催します

亀山市プレミアム付商品券を取り扱いいただける特定事業者の募集に先立ち、亀山市内に店舗を有する人を対象に、取扱事業者事前説明会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

開催日 6月21日(金)および7月9日(火)
開催時間 <昼の部>午後2時から午後4時
<夜の部>午後6時から午後8時

※開催時間は共通です。

開催場所 亀山商工会議所2階ホール

定員 各100人

参加対象事業者 亀山市内に本店もしくは支店を有する事業者

対象は小売業・飲食業・サービス業・建設業(リフォーム等)などの幅広い業種で募集します。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業、および公序良俗に反する営業を行っている事業所は除きます。

申込方法 亀山商工会議所ホームページ([URL http://kameyama-cci.or.jp/](http://kameyama-cci.or.jp/))から申込書をダウンロードの上、亀山商工会議所に持参またはファクスでお申し込みください。

申込・問合せ先 亀山商工会議所(☎82-1331、FAX82-8987)

